

制定 平成20年6月10日

第三者委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、次条の規定により設置される第三者委員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(第三者委員会)

第2条 財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）は、第三者委員会を設置するものとする。

2 第三者委員会は、協会の理事長（以下単に「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を理事長に述べる。

(1) 次に掲げる業務（以下「家電リサイクル支援業務」という。）に関する基本計画及び実施要項の策定

- ① 不法投棄される特定家庭用機器廃棄物の量を大幅に削減するための事業を実施する地方公共団体を支援する業務
- ② 離島地域において排出等される特定家庭用機器廃棄物の当該地域から指定引取場所（指定法人の引き取る場所を含む。）までの輸送を効率化するための事業を実施する地方公共団体を支援する業務

(2) 家電リサイクル支援業務の実施に関する事項

(3) 家電リサイクル支援業務による支援を受けて地方公共団体が実施した事業の成果等についての評価

(4) その他家電リサイクル支援業務に関する重要事項

(委員会の構成等)

第3条 第三者委員会は、委員5名以内をもって構成する。

2 理事長は、家電リサイクル支援業務に関して高い見識を有する者その他の学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、第三者委員会の委員を任命する。

3 第三者委員会に、委員長を置く。第三者委員会の委員長（以下単に「委員長」という。）は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する者として委員のうちからあらかじめ互選された者（以下「代行者」という。）が委員長の職務を代行する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は他の委員の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格事項)

第5条 理事長は、禁錮以上の刑に処せられた者、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から経過しない者（以下「欠格事項該当者」と総称する。）を委員に任命してはならない。

(委員の解任)

第6条 理事長は、委員が欠格事項該当者となった場合、その委員を解任しなければならない。

- 2 理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合、その委員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 3 理事長は、前項第2号に該当した委員を前項の規定により解任する場合、当該委員にあらかじめ通知するとともに、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。

(会議及び議決)

第7条 第三者委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、事故又は欠員により委員長及び代行者がともに会議の招集をすることができない場合並びに第三者委員会設置後最初に会議を開く場合は、理事長がこれを招集する。

- 2 第三者委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 会議にやむを得ず欠席する委員は、委任状を委員長に提出することができる。委任状を委員長に提出した委員は、前項及び次項の規定の適用については出席者とみなすものとする。
- 4 第三者委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。ただし、特定の議題について利害関係を有する委員は、当該議題に関する審議について議決に参加することはできない。
- 5 委員長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面により全委員の賛否を求め、その過半数の同意を持って第三者委員会の議決に代えることができる。書面表決の書式は、様式1に定めるところによる。

(公開)

第8条 第三者委員会は、原則、議事録及び資料を公開する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は環境部に置く。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は細則に定めることができる。

2 前項に規定する細則の制定、改正又は廃止は、専務理事がこれを行うものとする。

附則

この規程は、平成20年6月10日から施行する。